

# ○男鹿地区消防一部事務組合消防職員被服貸与規則

昭和48年6月1日  
規則第4号

改正 昭和58年2月21日 規則第1号  
昭和59年3月30日 規則第1号  
平成19年3月26日 規則第1号

(趣旨)

**第1条** 男鹿地区消防職員に対する被服の貸与は、この規則の定めるところによる。

(貸与品及び貸与期間)

**第2条** 被服貸与品及び貸与期間は、別表による。

2 管理者は必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず被服を貸与し、又は貸与期間を伸縮し、必要がないと認めるときは、貸与品の一部を貸与しないことができる。

(貸与品の給与)

**第3条** 貸与品は、貸与期間が満了したときは、これを被貸与者に給与する。

2 前項の貸与期間の計算は月をもってし、貸与の月から起算する。

(貸与品の返納及び給与)

**第4条** 貸与期間中に退職又は転職したときは、貸与品を直ちに所属長に返納しなければならない。ただし、被貸与者が公務による傷い疾病により退職したときは、これを被貸与者に給与することができる。

(補修、洗たく等の費用負担)

**第5条** 貸与品の補修及び洗たく等の費用は、被貸与者の負担とする。

(弁償)

**第6条** 被服は、次の各号の一に該当するときは、その原価に基づいて貸与残期間に相応する金額を弁償する。

- (1) 故意又は過失により貸与品を亡失若しくはき損したとき。
- (2) 第4条の規定に違反し、返納しないとき。

(被服貸与簿)

**第7条** 貸与品に関しては、消防本部に被服貸与簿を備え貸与及び返納の状況を記録しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和 58 年規則第 1 号）

この規則は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 59 年規則第 1 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 19 年規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表

品名	数	貸与期間
冬服	1組	4年
冬帽	1個	4年
夏服	1組	4年
夏帽	1個	4年
冬外套	1着	4年
活動服	1着	1年
作業帽	1個	1年
長靴	1足	2年
短靴	1足	2年
消防手帳	1冊	使用可能期間